

平成30年12月19日
(2018年)

建設工事登録事業者各位

吹田市総務部契約検査室長

平成31年度における経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書
の取り扱いと提出について（お知らせ）

平成31年度の等級（ランク）等の認定に適用する経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「評定値通知書」という。）は、「平成31年2月15日までに提出された最新のもの（ただし、平成30年11月1日時点で有効なもの、又は平成30年11月2日以降に有効になるもの。）」です。

平成31年度の等級（ランク）等の認定及び入札参加（格付けを行わない業種を含む）には上記の評定値通知書の提出が必要となり、提出期限は平成31年2月15日までです。ただし、有効な評定値通知書が2月15日までに未提出の場合は、有効な評定値通知書が提出された時点で、等級（ランク）等の認定を行います。なお、一度、平成31年度に等級（ランク）の認定をした業種については、年度途中の改定は行いません。

また、2月15日以降に提出された場合の等級（ランク）等の認定は、提出日の翌々日（その日が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、これらの日の翌日とします。）となりますので注意してください。（認定後の等級（ランク）は、後日ホームページで公表する予定です。）

また、市内事業者は等級（ランク）の認定にあたり、発注者別評価点（主観点）を加算します。（別途「平成31年度における市内建設工事事業者の等級（ランク）格付けにおける発注者別評価点（主観点）の取り扱いについて」を参照。）

ランク（等級）等の認定がない場合又は評定値通知書の有効期限が切れている場合は、入札には参加することができません。

※ 評定値通知書の有効期限は、評定値通知書の審査基準日から1年7か月です。

なお、提出は審査庁の公印が押印されたもの及び総合評定値（P点）の記載のあるものに限ります。

提出先 〒564-8550
大阪府吹田市泉町1丁目3番40号
吹田市総務部契約検査室
TEL 06-6384-1489